

リスクレベル（優先度）の判定（見積表）

| 可能性 \ 重篤度 | 重篤度 | 重大 × | 中程度 △ | 軽度 ○ |
|-----------|-----|---------|----------|---------|
| 高い | × | Ⅲ | Ⅲ | Ⅱ |
| 可能性ある | △ | Ⅲ | Ⅱ | Ⅰ |
| ほとんどない | ○ | Ⅱ | Ⅰ | Ⅰ |

Ⅲ（重大なリスク）、Ⅱ（速やかにリスク低減必要）、Ⅰ（必要に応じてリスク低減）

【例】・トラに襲われる可能性 → 区分 高い（×）
 ・襲われたときの重篤性 → 区分 重大（×）
 ⇒ リスクの見積り：リスクレベルⅢ（重大なリスクがある）

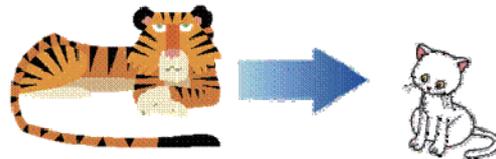
(3) リスク低減措置の検討

リスクの見積りにより決定されたリスクレベル（優先度）に従い、優先度の高いものからそのリスクを低減させる措置を検討します。

リスクを低減させる方法（措置）は、①本質的対策、②工学的対策、③管理的対策、④保護具の順に検討します。

① 危険な作業の廃止・変更

危険な作業の廃止・変更、危険性・有害性の低い材料への代替、より安全な施工方法への変更 など



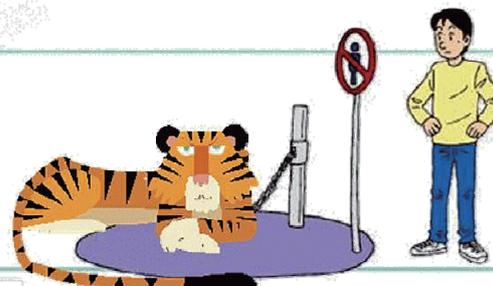
② 工学的対策

ガード、インターロック、局所排気装置の設置 など



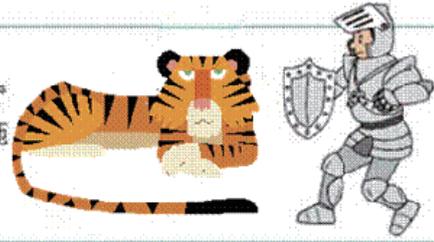
③ 管理的対策

マニュアルの整備、立入り禁止措置、ばく露管理、教育訓練 など



④ 個人用保護具の使用

上記①～③の措置を十分に講じることができず
除去・低減しきれなかったリスクに対して実施
するものに限られます



【例】リスク低減措置：トラを檻に入れる。

【再見積りの例】 可能性：ほとんどない ○、 重篤性：軽度 ○

⇒ リスクレベル I（必要によりリスク低減措置）。Ⅲから I に下がった。

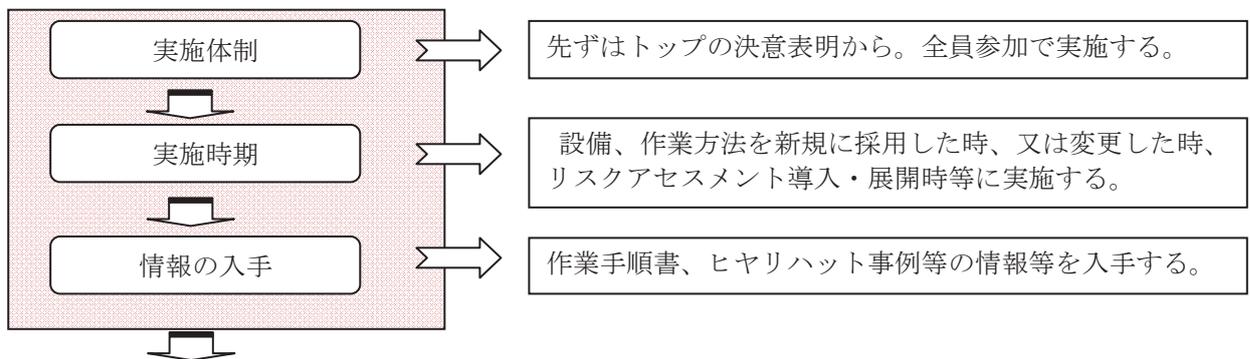
Ⅲ リスクアセスメントの進め方

1 リスクアセスメントの手順

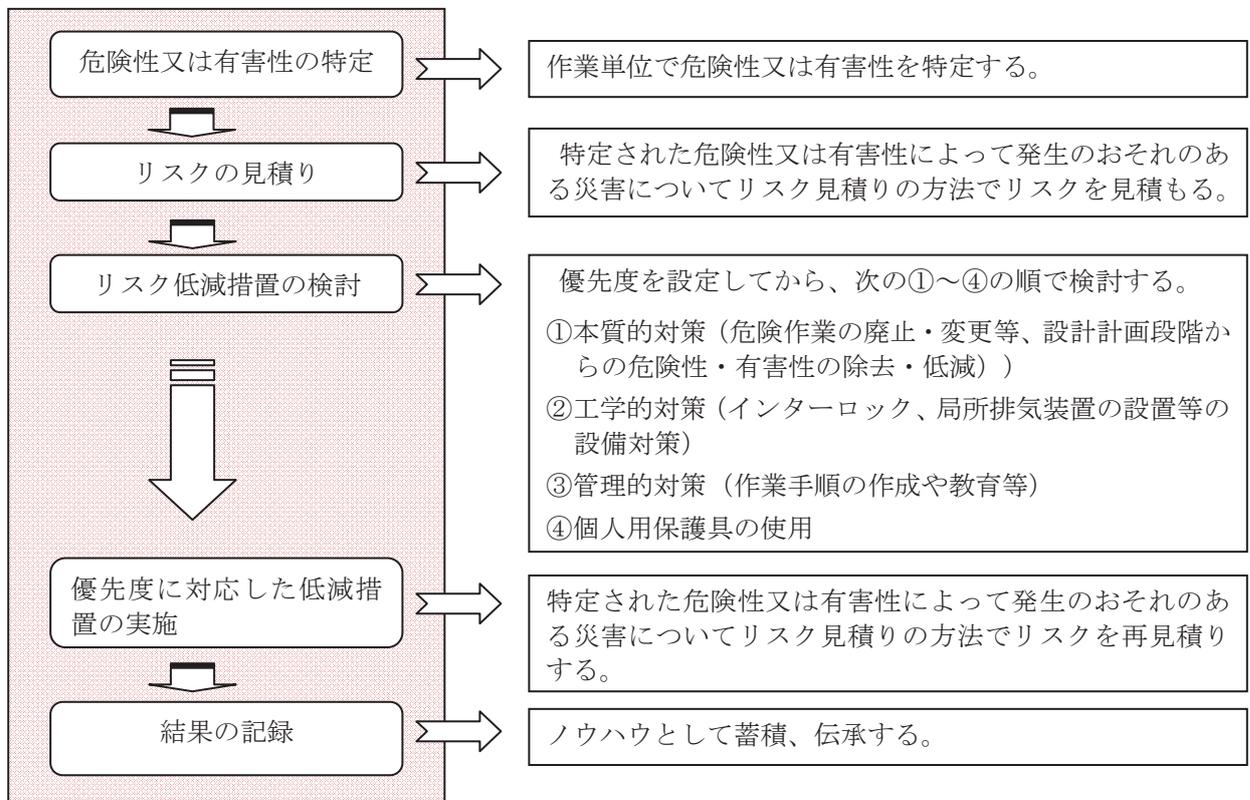
労働災害は、労働災害が発生する仕組みで見たように、「危険性又は有害性」と「人」がかかわることにより発生します。このため、リスクアセスメントは、職場に存在する危険性又は有害性を特定することからスタートします。作業場に存在する危険性又は有害性をいかに特定するかが、リスクアセスメントを効果的なものにするか否かにかかってきます。

1) リスクアセスメントの導入と実施の手順

<管理体制等の整備>



<リスクアセスメントの実施>



リスクアセスメントを事業場に導入し実施するための手順は上記のとおりですが、実際に実施する場合、企業全体が一斉に展開できればよいですが、そうでない場合は、特定の部門、特

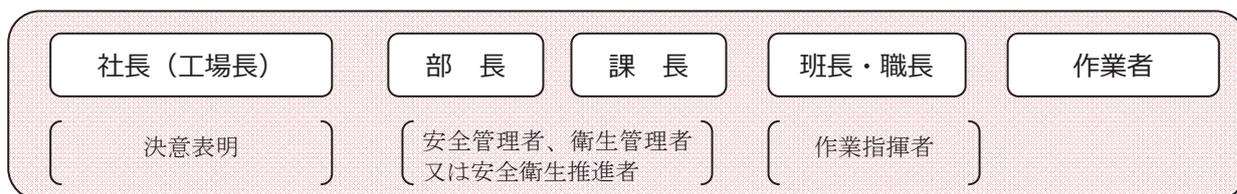
定の事業所、店舗等から実施し、その結果に基づいて順次他の部門、事業所、店舗等に広げてゆくことも有効です。ともかくリスクアセスメントの手法で「先ずはやってみる」という姿勢で取り組むことが大切です。

2) 管理体制等の整備

(1) 実施体制について（経営トップの決意表明と推進組織）

- イ リスクアセスメントを導入する場合、経営のトップは、従業員や関係者に自ら意思として「リスクアセスメントを行う」ことを宣言する必要があります。
- ロ 事業場や工場のトップが実施を統括管理します。
- ハ 事業場や工場の安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者等が実施を管理・担当します。
- ニ 安全衛生委員会等を活用し、労働者を参画させます。
- ホ その職場の作業指揮者（職長）を参画させます。
- ヘ 必要な教育を実施します。

< 推進体制の例 >



(2) 実施時期について

実施時期については、設備又は作業方法を変更したり、新規に採用した場合や、労働災害が発生した場合等がありますが、「先ずは、リスクアセスメントをやってみよう」ということで、危ないと思われる作業・作業場所を導入時の対象として絞り込み、できるところからリスクアセスメントを始めてみましょう。

(3) 情報の入手について

入手すべき情報としては、ヒヤリハット（労働災害を伴わない危険な事象）、KYK（危険予知活動）の事例、安全パトロール結果、類似災害情報等があり、これらを作業員から報告させる仕組みが必要です。

(注) 「ヒヤリハット」とは、労働災害には至らないが、人が危険な状況や環境条件等に感覚的に「あぶない」、「有害だ」と感じ、ヒヤリとしたり、ハットした出来事を表す言葉です。これをメモ帳やノートに書留めておきますと安全の作業打合せなどに役立ちます。



2 リスクアセスメントの方法

リスクアセスメントとは、危険源を特定し、特定された危険源についてそのリスクを見積るものです。見積りには、リスクレベル（優先度）の決定を含みます。

ここでは、11ページの「リスクアセスメントの導入と実施の手順」のうち、「危険性・有害性の特定」と、「リスクの見積り」について、その方法を説明します。

1) 危険性又は有害性の特定（危険源の特定）

作業単位で危険性又は有害性を特定します。

(1) 危険性又は有害性の特定を行う場合は、別表1、別表2を参照します。

別表1 「危険性又は有害性の特定の着眼点」 (P46)

別表2 「主な危険性又は有害性と発生のおそれのある災害の例」 (P52)

(2) 危険性又は有害性の特定を行う場合は、次に留意します。

- ① 対象作業取扱いマニュアルや作業手順書を用意しましょう（それがない場合は、作業の概要を書き出しましょう）。
- ② 対象作業をわかりやすい単位で区分しましょう。
- ③ 日常の仕事とは違う目、すなわち危険がないかという目で、現場を観察してみましょう（過去に起こった災害は、そんなことが起きるわけがないと思われるような災害が多いものです）。
- ④ 機械や設備は故障しますし、人はミスを犯すということを前提に作業現場を観察してみましょう。
- ⑤ 危険性又は有害性の特定に当たっては、これによって発生する災害について、次の「リスクの見積り」を適切に行うため、労働災害に至る流れを想定して
「～なので、～して、～になる」
という形で書き出すことが大切です。



2) リスクの見積り

特定された危険性又は有害性によって発生のおそれのある災害に対して、別紙「リスクの見積り方法」に基づきリスクの大きさを見積ります。ここでは、2つの要素の組合せで見積もるマトリックス法を例として行います（「数値化法」による見積り方法は巻末を参照してください）。

(1) 負傷又は疾病の重篤度の区分

P15の表1で、特定された危険源により生ずるおそれのある負傷又は疾病の重篤度を区分します。区分は○△×で行います。

(2) 負傷又は疾病の発生の度合いの区分

P15の表2で、特定された危険源により発生する可能性の度合いを区分します。区分は○△×で行います。

(3) リスクの見積り

決定された「負傷又は疾病の重篤度の区分」と「負傷又は疾病の発生の度合いの区分」をも